

知って得する!

国民年金
あれこれ

20歳以上の
学生の皆さん!

国民年金保険料の納付が困難なときは 学生納付特例制度 をご利用ください

在学中で保険料の納付が困難な20歳以上の学生は、学生納付特例を申請して承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

申請日から2年1か月前までの在学期間について、さかのぼって申請できますが、4月から翌年3月までを1年度とし、申請する年度ごとに申請書を提出する必要があります。

新年度分の申請受付は毎年4月(20歳未満の人は20歳になる月)から始まります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。追納することで将来受け取る年金額をふやすことができます。

対象／大学(大学院)、短大、高等専門学校などに在学する(した)20歳以上の学生で、所得が一定基準以下の人

持ち物／年金手帳、学生証(両面をコピー)または在学証明書(原本)など

※代理人が申請する場合は、委任状と認め印、代理人の身分証明書が必要です。

提出先／富士年金事務所または国保年金課国民年金担当

※日本年金機構より送付されたはがき形式の申請書を提出した人は、窓口で手続をする必要はありません。

★年金受給者の所在がわからないときは、届出をお願いします。

年金受給者の所在が1か月以上わからないときは、同じ世帯にいる人が、「年金受給権者所在不明届」を提出する必要があります。提出先は、富士年金事務所です。

提出後、年金受給者本人宛てに送付される「現況申告書」の返信がない場合は、年金の支給が一時止まります。本人の所在が明らかになったときは、年金の支給再開の手続をしますので、富士年金事務所までご連絡ください。

問い合わせ

富士年金事務所 (横割3-5-33)

☎(61)19000 ☎(64)54111

🌐 <https://www.nenkin.go.jp>

国保年金課 国民年金担当

(市役所3階)

☎(55)2755 ☎(51)2521

富士ヒノキの家

住んでみませんか?

市は、品質・性能が確かな「富士地域材」(富士ヒノキなど)を使った木造住宅の建築に補助金を交付しています。皆さんも地元産の富士ヒノキを使った家に住んでみませんか?

富士ヒノキの家(富士地域材使用住宅) 取得費補助事業

補助額／1棟当たり30万円

申請要件／次の条件を全て満たす場合に申請できます

○みずから居住するために、市内で木造住宅を取得(新築・増築など)すること

○木材総使用量のうち、**34%以上**が市内、または富士宮市内で生産された「富士地域材」であること

○使用する「富士地域材」は全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること

○市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること

○延べ床面積が、80平方メートル以上であること(増築の場合は、増築部分80平方メートル以上であること)

○注文住宅の場合、上棟予定日が富士地域材使用計画書(第1号様式)提出日の1か月後以降であること

申し込み／上棟予定日の1か月前までに、必要書類(市ウェブサイトからダウンロード可)を直接または郵送で、富士地域材利用推進協議会へ【市ウェブサイト】くらしと市政↓くらし・手続↓住まい↓住まいの補助金↓富士地域材使用住宅取得費補助金(富士ヒノキの家)

問い合わせ

林政課(市役所5階)

☎(55)2783 ☎(51)1997

富士地域材利用推進協議会

(富士市森林組合内)

〒417-0801 大淵6979-15
☎・☎(35)5339